

06 外務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0620010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	平和巡礼特区	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1023010	
提案主体名	ワールド・ピース・ヒロシマ			

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号
制度の現状	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。

求める措置の具体的内容	<p>外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること、『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼修了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由： 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球人類の来広を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマ発の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 「広島再生」には内需中心の経済活性化策が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、一大土木観光事業『未来の世界遺産“バウムクーヘンの街 HIROSHIMA”』推進の契機としたい。</p> <p>予防措置： 懸念される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。 その対策として『広島 平和巡礼』では ① 「平和巡礼区域」を指定する ② 予め、その旅程を事前申告する ③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握する など、事実上厳重なる安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。 そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならないと考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
右提案主体からの意見に対して回答されたい。	
提案主体からの意見	
ご回答は、一方的な物言いに見受けられます。「平和巡礼」とは、単なる「観光目的」「平和体験学習」ではなく、ヒロシマの風化を防ぐためのシステムであり、「平和巡礼」において国・民族・宗教を超えての真の平和対話を HIROSHIMA において日常化していこうという地球規模の世界平和会議の会場です。その会場を「平和巡礼区域」と指定する提案に対して、一方的に“困難と考えられる”とされるのはいかなるものでしょうか…	
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し IV
査証の目的は、入国管理上問題のないと見られる外国人を受け入れる一方、我が国の利害を害する行為を行うおそれのある外国人の入国を排除することにある。また、我が国は61か国・地域に対して「短期滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約8割は査証なしで入国している。外国人の入国後その滞在地域を「平和巡礼区域」に限定することは困難と考えられるため、「平和巡礼特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	
提案主体からの再意見	
<p>まだまだ、ご回答は一方的な物言いに見受けられます。②予め、その旅程を事前申告する③GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握する、に対する回答がなされていません。これらの対策があっても“外国人の入国後その滞在地域を把握することが困難”であるはずはありませんよね！本提案はヒロシマの使命における「21 世紀 世界平和の実現」に関する建設的提言と御理解頂きたいのです。「平和巡礼区域」なる領域はいずれ世界中に拡大展開していきながら<世界平和>の達成を議論む“ワールド・ピース・ヒロシマ”プロジェクトなのです。</p>	
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し IV
<p>査証の目的は、入国管理上問題のないと見られる外国人を受け入れる一方、我が国の利害を害する行為を行うおそれのある外国人の入国を排除することにある。また、我が国は61か国・地域に対して「短期滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約8割は査証なしで入国している。外国人の入国後その滞在地域を「平和巡礼区域」に限定することは困難と考えられるため、「平和巡礼特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。</p> <p>提案団体による提案②にある「予め、その旅程を事前に申告する」については、現在、査証を必要とする団体観光査証の発給に際しても日程表が必要であるが、一部に失踪者が出ていることに鑑みれば、有効な抑制手段とは言えないと考える。</p> <p>また、提案③の「GPS 等の最新技術の導入」については、入国後の外国人管理については法務省の管轄ではあるが、査証は外国人が我が国に入国するに当たって入国の可否を判断する「水際措置」の一手段であり、GPS等の最新技術が導入され、本邦における外国人の所在が明らかになったとしても、査証を免除する理由とはなり得ない。</p>	

06 外務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0620020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療ビザの創設	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1030010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号
制度の現状	外国人が、医療機関受診のため90日を超えない期間滞在しようとする場合には、「短期滞在」査証を発給している。

求める措置の具体的内容	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。</p> <p>高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。</p> <p>(対象となる医療機関)</p> <p>一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関</p> <p>(認定の条件例)</p> <p>① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること</p> <p>② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	IV
医療機関受診のために「短期滞在」査証を申請する場合、申請に必要な書類を明確化することにより、外国人の査証取得の便宜を図ることとする。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	「規制・制度改革に係る対処方針」(平成 22 年6月 18 日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年6月 18 日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる『医療滞在ビザ』」に関する査証の取扱いを明確化する時期及び方向性について言及した上で、右提案主体からの意見に対して回答されたい。
提案主体からの意見	関係団体より、「人道的見地から、外国人患者が日本国内の医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで滞在できる査証(医療滞在ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。この場合、①営利を目的とせず、外国人患者に対し保険診療に準じた自費診療基準を有する、②患者を受け入れた医療機関の地域住民への医療提供体制に支障を

来さぬよう、国として配慮・支援を行う、③医療通訳等の外国人受入体制が整っている、④国は、外国人患者の受入医療機関に対し定期的に監査を行い、これらに問題がある場合は是正を指導するとともに、監査結果を公表することが必要。」との意見が出ており、制度検討に当たり配慮願いたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	IV
-------------	-------------	---	-------------	----

「規制・制度改革に係る対処方針」(平成 22 年6月 18 日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年6月 18 日閣議決定)を踏まえ、平成22年度中に、いわゆる「医療滞在ビザ」の発給を開始する。なお、医療機関に対する支援や指導については、関係省庁が行うものとするが、外務省としては、医療機関が外国人を受け入れるのに差し支えないか否かという観点からも、査証審査を行ってまいりたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	IV

06 外務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0620030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	沖縄県において、中国からの団体旅行者に対する観光促進事業	都道府県	沖縄県	
		提案事項管理番号	1056010	
提案主体名	NPO 法人第三世界ショップ基金			

制度の所管・関係府省庁	外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号
制度の現状	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。

求める措置の具体的内容	中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的のため直行便で入帰国する際に限り、無査証(ビザなし)入国を認める
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>隣国・韓国・チェジュ島では、特別自治制度の中の無査証入国を認めた(一定の条件があるが)ことで、観光地チェジュの名前が世界に広がり、大変魅力的な地域と変わった。</p> <p>日本でも中国からの観光客受入基準緩和が行われ、官公庁や大企業の幹部で年収6万円(約80万円)以上か、クレジットカードのゴールドカードを持っていれば査証を発給(1人が条件を満たせばその家族も発給を受けられる)する新制度によって、観光産業が発展する期待が高まっているが、沖縄県においてはチェジュ島とおなじ「島」の特色を活かしてさらに無査証入国を認める規制緩和を行うことで、観光客の誘致を広げ、基地の町からの脱皮、観光産業による地域再生につながる効果を作る。</p> <p>一方、特例の適用にあたっての治安の問題、失踪などが懸念される中、①団体観光の斡旋業者登録 ②旅程の明確な管理等の弊害発生防止の措置をつくり、対応するものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見に対して回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>沖縄県は、観光業のさらなる発展を掲げ、2007年にビジット沖縄を立案した。ビジット沖縄の目標達成には、外国人観光客、特に経済成長が著しい、中国からの集客が重要となる。沖縄は島嶼県であり、移動手段は飛行機、または船舶の利用が必須となることから、特に団体観光客の管理については、他の都道府県に比べて容易であると考えられる。そこでノービザではなく、団体観光客向けに限り沖縄限定の短期観光査証を新設し、簡素化しての発給を提案する。簡素化にあたり、年間所得等の要件は現行の通りとし、即日発給等、期間短縮を第一目標とする。また、オーストラリアの ETAS 同様、インターネットを利用した電子入国許可制度も検討する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV

外国人の入国後その滞在地域を沖縄に限定することは困難と考えられるため、沖縄を訪問する中国人観光客のみを対象とした査証を発給することは困難である。なお、中国人団体観光客については、現行においても、渡航経費支弁能力が確認できれば査証を発給している。また、査証は、問題がなければ、申請から5労働日以内に発給しており、これは、中国人観光客も同様である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<p>経済成長著しい中国からの観光客獲得は、観光立県沖縄にとって重要な課題である。中国人観光客の獲得は、諸外国と競合するビジネス事案であり、ビザ緩和など、官民一体で魅力ある観光環境の創出に取り組む必要がある。韓国では、モデルケースとして済州島への個人旅行者にノービザでの入国を認め、大きな成果を挙げたことから、2010年の韓国全域への解禁に向けて準備を進めている。こうした先行事例から、島嶼の利点を活用することにより、外国人の入国後その滞在地域を限定することは十分に可能である。そこで済州島と同様に、沖縄本島をモデルケースとして官民一体となって日本型ビザ特区の知見を積み重ね、地域経済の活性化に役立てたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し IV
<p>外国人の入国後その滞在地域を沖縄に限定することは困難と考えられるため、沖縄を訪問する中国人観光客のみを対象とした査証を発給することは困難である。なお、中国人団体観光客については、現行においても、渡航経費支弁能力が確認できれば査証を発給している。また、査証は、問題がなければ、申請から5労働日以内に発給しており、これは、中国人観光客も同様である。</p>			